



2011年6月18日

地域サッカー協会 審判委員長 各位

都道府県サッカー協会 審判委員長 各位

(財)日本サッカー協会 審判委員会

委員長 松崎 康弘

サッカー競技中の飲水について(一部改正)

別添「2011年5月31日付け“サッカー競技中の飲水について(通達)”のとおり、本年5月12日の本協会理事会において、いわゆる“スポーツドリンク”を摂取することが承認されました。

これに伴い、「1997年8月の暑熱下でのユース以下の試合での飲水」および「2005年7月の試合中における審判員の飲水について」を別紙1および別紙2のとおり改正しましたので、お知らせいたします。

写し送付先： 地域サッカー協会理事長 各位

都道府県サッカー協会専務理事 各位

(財)日本サッカー協会 審判委員会委員 各位